

保証会社より重要なお知らせ

平成21年2月19日

代 表 者 各 位

西日本建設業保証株式会社

長 崎 支 店

TEL095-824-5260

中間前金払制度のご案内

ご承知のとおり、昨年の12月以降、長崎県をはじめ下記発注者では緊急経済対策の一環として建設企業の資金繰り改善のため、中間前金払制度の条件緩和や新規採用が図られています。

この制度は、「簡単な手続で低コスト（保証料率：一律0.065%）で迅速に資金調達できる手段として」すでに多くのお客様にご利用いただいているところです。

つきましては、下記発注者の工事を受注されているお客様は、是非、中間前払金のご利用いただきますようご案内します。

記

発注者：長崎県

長崎市、佐世保市、大村市、平戸市

対馬市、西海市、南島原市

新上五島町

※中間前金払制度の適用条件は、各発注者により定められております。

詳しくは、各発注者の契約窓口 または 保証会社へご照会ください。

以 上

「中間前金払制度」のご案内

中間前金払制度とは

当初 4 割の前払金に加え、一定の要件のもと 2 割の前払金が支出される制度です。
なお中間前払金を利用するときは、前払金と同様に当社の保証証書が必要です。

中間前払金のメリット

- ①簡単な手続きで工事代金の取下げ可能
- ②保証料が極めて安価（例えば中間前払金 1,000 万円の保証で 6,500 円）

保証申込必要書類

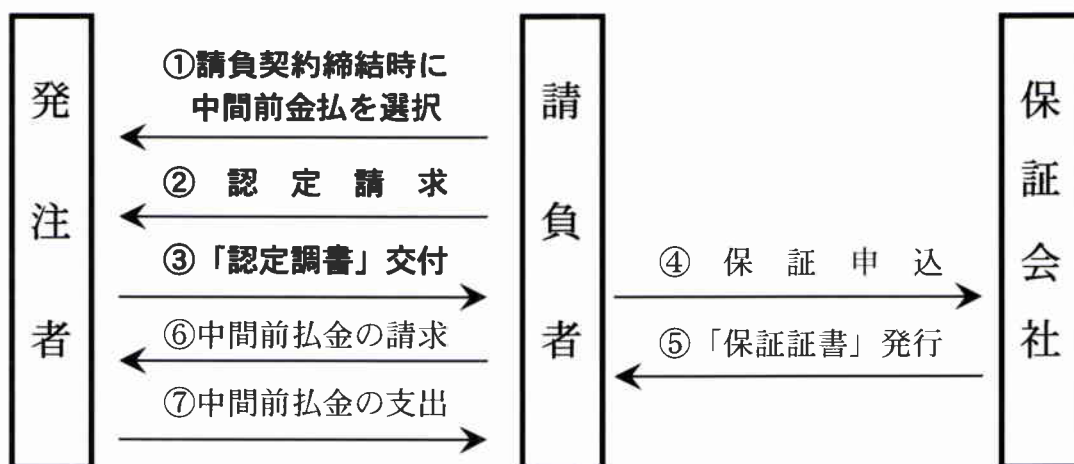
- ①保証申込書（通常の前払金保証申込書と同一）
- ②前払金使途内訳明細書（項目を「既済部分の材料費・労務費等」とし、現金払出可）
- ③認定調書（写）

※認定調書とは中間前払金ができる要件を具備していることを認定する書類です。

要 件（発注者によって異なりますので、裏面をご参照下さい）

- ①請負金額・工期が中間前払金の適用条件を満たしている工事（※裏面参照）
- ②契約締結時に中間前払金を選択
- ③工期が 2 分の 1 を経過し、かつ工事の進捗額が請負金額の 2 分の 1 以上

請求手続き



②に必要な書類：認定請求書、工事履行報告書、工程表 など（発注者により異なります）

④に必要な書類：保証申込書、使途内訳明細書、認定調書の写
（e-Net保証利用の場合は申込書の作成も簡単！）

⑥に必要な書類：保証証書、中間前払請求書

入金後すぐに
現金一括で払出ができます。

お問い合わせ先

西日本建設業保証（株）長崎支店
TEL 095-824-5260
FAX 095-827-1041

発注者名	中 間 前 金 払 制 度 適 用 工 事		
長 崎 県	請負金額 1, 0 0 0 万円以上	(工期 1 5 0 日を超える工事)	①
長 崎 市	予定金額(税込) 3 0 0 万円以上 工期 6 0 日を超える工事 (中間前払支出限度額 1 億円)		②
佐 世 保 市	請負金額 1 3 0 万円以上		③
大 村 市	請負金額 2 0 0 万円以上	工期 6 0 日を超える工事	④
平 戸 市	契約金額 5 0 0 万円以上	工期 9 0 日を超える工事	
対 馬 市	請負金額 1, 0 0 0 万円以上		
西 海 市	請負金額 3 0 0 万円以上		
南 島 原 市	請負金額 1, 5 0 0 万円以上		
新上五島町	請負金額 1, 0 0 0 万円以上	工期 1 5 0 日を超える工事	

①長崎県の中間前金払制度は、平成 2 1 年 1 月 5 日以降公告分の工事から「工期 1 5 0 日を超える」という条件を撤廃し、適用範囲が拡大されます。
また、請負契約締結後でも「中間前払金」と「部分払」の選択を変更することが可能となります。

②長崎市の中間前金払制度は、平成 2 0 年 1 2 月 2 日公告分の工事から適用となりますが、それ以前の契約分でも、変更契約により中間前払金の請求は可能です。

③佐世保市の中間前金払制度は、平成 2 1 年 1 月 1 3 日以降の契約分の工事から適用となりますが、それ以前の契約分でも、変更契約により中間前払金の請求は可能です。

④大村市の中間前金払制度は、平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日以降の契約分の工事から適用となりますが、それ以前（平成 2 0 年 4 月 1 日以降）の契約分でも、変更契約により中間前払金の請求は可能です。